

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 退職手当の調整額の改定等

- 一 第一号区分から第十号区分までの調整月額を改定すること。（第六条の四第一項関係）
- 二 第十号区分について、勤続期間が二十四年以下の退職者に対しても調整額を支給するものとする事。（同条第四項関係）

- 三 退職日の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者等について、退職手当の基本額に乗ずる率を改定すること。（同条第四項関係）

第二 施行期日等

- 一 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行すること。

- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。